

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【公開番号】特開2008-312230(P2008-312230A)

【公開日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2008-051

【出願番号】特願2008-182892(P2008-182892)

【国際特許分類】

H 04 B	1/707	(2006.01)
H 04 W	28/12	(2009.01)
H 04 W	28/18	(2009.01)
H 04 W	72/12	(2009.01)
H 04 W	72/04	(2009.01)

【F I】

H 04 J	13/00	D
H 04 Q	7/00	2 7 2
H 04 Q	7/00	2 8 2
H 04 Q	7/00	5 6 3
H 04 Q	7/00	5 4 6

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月18日(2008.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非同期広帯域符号分割多重接続(W-CDMA)システムにおいて、パケットデータサービスを提供する方法であって、

端末機に許容された物理チャンネル要素の組合せを元素とする複数の集合のうちで、第1のパンクチャーリング限度を考慮して、物理チャンネル要素の組合せを決定するステップと、

前記決定された物理チャンネル要素を用いてパケットデータを送信するステップとを含み、前記第1のパンクチャーリング限度を満足する物理チャンネル要素の組合せがない場合に、前記複数の集合のうち、最大送信率を許容する物理チャンネル要素に対して第2のパンクチャーリング限度を適用することを特徴とする方法。

【請求項2】

前記物理チャンネル要素の組合せは、

変調フォーマットと物理チャンネルの個数と拡散指数とコード数のうち、少なくとも二つの組合せであることを特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記第2のパンクチャーリング限度は、

前記第1のパンクチャーリング限度に比べて、さらに多くのパンクチャーリングを可能にすることを特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項4】

初期集合のサブ集合のうち、パンクチャーリングされない送信チャンネルデータビットのサイズよりも大きいか又は同一であり、一つの物理チャンネルのみを必要とする第1の

集合が存在すると、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記第1の集合の最小値に該当する組合せとして決定されることを特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項5】

前記第1の集合が存在せず、前記初期集合のサブ集合のうち、第1のパンクチャーリング限度に従ってパンクチャーリングされた送信チャンネルデータビットのサイズよりも大きいか又は同一である第2の集合が存在すると、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記第2の集合のうち、付加的な物理チャンネルを必要としない最大値に該当する組合せとして決定されることを特徴とする請求項4記載の方法。

【請求項6】

前記第2の集合が存在しないと、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記初期集合のうち、最大値と第2のパンクチャーリング程度に従う組合せとして決定されることを特徴とする請求項5記載の方法。

【請求項7】

非同期広帯域符号分割多重接続(W-CDMA)システムにおいて、パケットデータサービスを提供する装置であって、

端末機に許容された物理チャンネル要素の組合せを元素とする複数の集合のうちで、第1のパンクチャーリング限度を考慮して、物理チャンネル要素の組合せを決定する決定器と、

前記決定された物理チャンネル要素を用いてパケットデータを送信する送信器とを含み、前記第1のパンクチャーリング限度を満足する物理チャンネル要素の組合せがない場合に、前記複数の集合のうち、最大送信率を許容する物理チャンネル要素に対して第2のパンクチャーリング限度を適用することを特徴とする装置。

【請求項8】

前記物理チャンネル要素の組合せは、
変調フォーマットと物理チャンネルの個数と拡散指数とコード数のうち、少なくとも二つの組合せであることを特徴とする請求項7記載の装置。

【請求項9】

前記第2のパンクチャーリング限度は、
前記第1のパンクチャーリング限度に比べて、さらに多くのパンクチャーリングを可能にすることを特徴とする請求項7記載の装置。

【請求項10】

初期集合のサブ集合のうち、パンクチャーリングされない送信チャンネルデータビットのサイズよりも大きいか又は同一であり、一つの物理チャンネルのみを必要とする第1の集合が存在すると、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記第1の集合の最小値に該当する組合せとして決定されることを特徴とする請求項7記載の装置。

【請求項11】

前記第1の集合が存在せず、前記初期集合のサブ集合のうち、第1のパンクチャーリング限度に従ってパンクチャーリングされた送信チャンネルデータビットのサイズよりも大きいか又は同一である第2の集合が存在すると、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記第2の集合のうち、付加的な物理チャンネルを必要としない最大値に該当する組合せとして決定されることを特徴とする請求項10記載の装置。

【請求項12】

前記第2の集合が存在しないと、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記初期集合のうち、最大値と第2のパンクチャーリング程度に従う物理チャンネルの個数と拡散指数との組合せとして決定されることを特徴とする請求項11記載の装置。

【請求項13】

非同期広帯域符号分割多重接続(W-CDMA)システムにおいて、パケットデータサービスを提供する方法であって、
上りリンク送信チャンネルデータを受信するための送信ブロックサイズ(TBS)を含む制御情報を受信するステップと、

端末機に許容された物理チャンネル要素の組合せを元素とする複数の集合のうちで、第1のパンクチャーリング限度を考慮して、前記送信ブロックの大きさに対応する物理チャンネル要素の組合せを決定するステップと、

前記決定された物理チャンネル要素を用いてパケットデータを受信するステップとを含み、前記第1のパンクチャーリング限度を満足する物理チャンネル要素の組合せがない場合に、前記複数の集合のうち、最大送信率を許容する物理チャンネル要素に対して第2のパンクチャーリング限度を適用することを特徴とする方法。

【請求項14】

前記物理チャンネル要素の組合せは、
変調フォーマットと物理チャンネルの個数と拡散指数とコード数のうち、少なくとも二つの組合せであることを特徴とする請求項13記載の方法。

【請求項15】

前記第2のパンクチャーリング限度は、
前記第1のパンクチャーリング限度に比べて、さらに多くのパンクチャーリングを可能にすることを特徴とする請求項13記載の方法。

【請求項16】

初期集合のサブ集合のうち、パンクチャーリングされない送信チャンネルデータビットのサイズよりも大きいか又は同一であり、一つの物理チャンネルのみを必要とする第1の集合が存在すると、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記第1の集合の最小値に該当する組合せとして決定されることを特徴とする請求項13記載の方法。

【請求項17】

前記第1の集合が存在せず、前記初期集合のサブ集合のうち、第1のパンクチャーリング限度に従ってパンクチャーリングされた送信チャンネルデータビットのサイズよりも大きいか又は同一である第2の集合が存在すると、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記第2の集合のうち、付加的な物理チャンネルを必要としない最大値に該当する組合せとして決定されることを特徴とする請求項16記載の方法。

【請求項18】

前記第2の集合が存在しないと、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記初期集合のうち、最大値と第2のパンクチャーリング程度に従う物理チャンネルの個数と拡散指数との組合せとして決定されることを特徴とする請求項17記載の方法。

【請求項19】

非同期広帯域符号分割多重接続（W-CDMA）システムにおいて、パケットデータサービスを提供する装置であって、
上りリンク送信チャンネルデータを受信するための送信ブロックサイズ（TBS）を含む制御情報を受信する制御チャンネル受信器と、

端末機に許容された物理チャンネル要素の組合せを元素とする複数の集合のうちで、第1のパンクチャーリング限度を考慮して、前記送信ブロックの大きさに対応する物理チャンネル要素の組合せを決定器と、

前記決定された物理チャンネル要素を用いてパケットデータを受信する受信器とを含み、前記第1のパンクチャーリング限度を満足する物理チャンネル要素の組合せがない場合に、前記複数の集合のうち、最大送信率を許容する物理チャンネル要素に対して第2のパンクチャーリング限度を適用することを特徴とする装置。

【請求項20】

前記物理チャンネル要素の組合せは、
変調フォーマットと物理チャンネルの個数と拡散指数とコード数のうち、少なくとも二つの組合せであることを特徴とする請求項19記載の装置。

【請求項21】

前記第2のパンクチャーリング限度は、
前記第1のパンクチャーリング限度に比べて、さらに多くのパンクチャーリングを可能にすることを特徴とする請求項19記載の装置。

【請求項 2 2】

初期集合のサブ集合のうち、パンクチャーリングされない送信チャンネルデータビットのサイズよりも大きいか又は同一であり、一つの物理チャンネルのみを必要とする第1の集合が存在すると、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記第1の集合の最小値に該当するの組合せとして決定されることを特徴とする請求項1 9記載の装置。

【請求項 2 3】

前記第1の集合が存在せず、前記初期集合のサブ集合のうち、第1のパンクチャーリング限度に従ってパンクチャーリングされた送信チャンネルデータビットのサイズよりも大きいか又は同一である第2の集合が存在すると、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記第2の集合のうち、付加的な物理チャンネルを必要としない最大値に該当する組合せとして決定されることを特徴とする請求項2 2記載の装置。

【請求項 2 4】

前記第2の集合が存在しないと、前記物理チャンネルの要素の組合せは、前記初期集合のうち、最大値と第2のパンクチャーリング程度に従う組合せとして決定されることを特徴とする請求項2 3記載の装置。